

第1回 “ふじのくに” 規制改革会議 中部地域会議

開催日時	平成29年3月17日（金） 午後2時30分から午後4時30分まで
開催場所	静岡県議会特別会議室（静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館4階）
出席者	<p>委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有限責任監査法人トーマツ 増山達也シニアマネージャー ・株式会社CSA不動産 小島孝仁代表取締役 ・株式会社清水銀行 小林学史支店営業部長 ・静岡大学人文社会科学部法学科 小谷順子教授 ・東海大学短期大学部児童教育学科 徳浪芳江教授 ・公益財団法人 静岡観光コンベンション協会 大澤仁事務局長 ・一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会 富永久雄理事長 ・特定非営利活動法人 男女共同参画フォーラムしずおか 松下光恵代表理事 ・牧田法律事務所 牧田晃子弁護士 ・合同会社デザイン・アープ 川口良子代表社員 <p>静岡県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地域政策局長、地域計画課長 <p>静岡市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課地方創生推進室長 他
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案の受付状況 2 報告事項 3 審議事項（意見交換）
配布資料	<p>資料1-1 “ふじのくに” 規制改革会議</p> <p>資料1-2 「“ふじのくに” 規制改革会議 中部地域会議」の設置及び運営に関する要綱</p> <p>資料2 提案受付状況</p> <p>資料3 報告事項</p> <p>資料4 審議事項</p>

1 開会

【事務局】

皆様におかれましては、大変お忙しい中、当会議にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ここで、本来ですとご出席の委員皆様方全員のご紹介をさせていただくところでございますけれども、時間の都合もございますので、お手元に配付してございます委員名簿と座席表をもちましてご紹介にかえたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、静岡県中部地域政策局長の掛澤からご挨拶を申し上げます。

【静岡県中部地域政策局長】 改めまして、皆さん、こんにちは。静岡県中部地域政策局長の掛澤でございます。本日は、大変お忙しいところをご参加いただきましてまことにありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、急速に少子・高齢化が進んでおりまして、人口減少に対応するため、本県では一昨年の10月に美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン、それと、それを受けた総合戦略を策定いたしました。総合戦略には、若い世代の子供を2人以上子育てする希望や、本県で働き、住みたいとする希望の実現に向けて内陸のフロンティアを拓く取組、産業成長戦略の推進、健康寿命のさらなる延伸など、意欲的な取り組みを盛り込みまして、オール静岡で推進を図っているところでございます。

総合戦略を策定、推進するための組織としまして、県では、全県にわたる推進組織として本部会議を、また県内の地域についてはそれぞれ地域会議を設置してございます。また、静岡市におかれましても、県と同様に長期の人口ビジョン、それとそれを受けた総合戦略の策定を経まして、推進組織として静岡市創生推進会議を設置されております。

本日の会議の趣旨でございますが、先進的な対策を推進して、総合戦略の初期の目的を達成させるためには、地方創生の阻害要因になり得る規制、あるいは制度のほうを減少して、民間のニーズに即応した規制改革を進めていくことが必要でございます。このため県では、県内全域にわたる規制の検討については本部会議の分科会で、また5つの地域圏ごとの規制の検討は、地域会議の分科会ですることとしております。

本日の中部地域会議につきましては、県の中部地域会議と申しますのは、静岡市1市のみの区域となっておりますことから、静岡市創生推進会議の分科会として位置付けて、県、

静岡市の共同設置の形をとってございます。本日の会議に先立ちまして、昨年の5月に近隣の皆様から、広く規制改革に対する提案を募る窓口を設置いたしました。その結果、静岡市内のスプリンクラーの設置基準の明確化などにつきまして、2月28日までに24件のご提案をいただいております。このうち、県の規制に関する静岡県の提案につきましては、去る1月12日に本部会議をいただきまして、規制の見直しについてご検証いただいたところでございます。地域の規制に関しては、静岡市の規制10件について提案をいただいております。

本日の会議では、規制改革の提案に対する静岡市の対応方針につきましてご審議いただきます。委員の皆様には、ご専門の立場や経験に基づかれまして、いろいろな見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

資料1-1と1-2の説明。要綱第5条第2項により、有限責任監査法人トーマツの増山シニアマネージャーを議長に選任。

【増山議長】

このたび田辺市長からご指名をいただきまして、“ふじのくに”規制改革会議 中部地域会議の議長を務めさせていただきます、監査法人トーマツの増山と申します。本日は、よろしく願いいたします。委員の皆様に関しましては、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、この“ふじのくに”規制改革会議 中部地域会議は、静岡県及び静岡市の喫緊の課題であります、人口減少の克服を目指す地域創生の実現に向けまして、その阻害要因となり得るものがあるかどうかという観点に立ちまして、静岡市の規制・制度の検証等を行ってまいります。国の法律や政省令をはじめ、地方公共団体の条例、規則などに定められております各種の規制は、制定当初はもちろんその必要性、有益性が認められたものではあります。その後の社会構造や経済情勢等の変化によりまして、現在の企業や個人の事業活動に対して散漫になっている場合があると考えます。

社会経済の情勢は、日々刻々と変化するものであり、規制の不断の見直しが必要であると考えております。この“ふじのくに”規制改革会議 中部地域会議は、民間の委員と県

や静岡市がともに規制・制度の検証を行うものであり、各方面から大変大きな期待が寄せられているものでございます。

いみじくも今朝、新聞の中で、私が今進めています特許庁の事業がございまして、記事に取り上げていただいておりますが、日々いろいろな企業の事業者様とご一緒する機会がありまして、私がこの規制改革についてのお話を申し上げますと、非常にその改革については私どもも期待していると、企業のオーナーさんたちからも、そういった期待を一身にいただいているところでございます。

本日の会議で審議いたします規制改革提案は、県民・市民の皆様の切実な生の声であるというふうに伺っております。県民・市民の皆様のご提案に対する市当局の真摯な対応と、委員の皆様のご公正かつ積極的なご審議、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと思います。それでは、これからの議事進行につきましては、増山議長さんをお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

【増山議長】

では、議事に従いまして、本日の審議を進行させていただきます。

まず初めに、事務局の静岡市企画課から、提案の受付状況の報告事項についてご説明を報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2 議事

(1) 提案の受付状況・(2) 報告事項

【静岡市企画課】

資料2と資料3を説明。

【増山議長】

それでは、これからご質問をお受けしたいと思います。時間の関係もありますし、この後の審議事項にお時間を費やしたいと思いますので、この報告事項7件につきましては、

それぞれ個別というよりは、この中でご質問事項をそれぞれお出しただいて、ご質問をお願いしたいと思います。では、最初はどなたかご質問のある方、いらっしゃいましたら挙手をお願いできますでしょうか。

【牧田委員】

初めに質問ですが、3番の静岡市農業委員会の委員等の定数に関する条例の見直しの件について、少しご質問を。この定数に関する条例の見直しについては、条例というよりも法律の解釈の問題として、この委員会では対応することが難しいというご説明でございましたが、その前提として、農業委員会の委員に関する法律上の要件というものは何かございますでしょうか。

【静岡市農業委員会】

静岡市農業委員会です。よろしく申し上げます。農業委員会等に関する法律の中におきまして、農業委員の要件としましては、まず1つは、定数に対して過半が認定農業者であること。もう一つは、農業委員会の業務に関し、利害関係を有しない者が必ず含まれること。法令で定められているのは、以上2件となります。その他、努力義務といいますが、努力目標なんです、性別に著しい隔たりがないようにすることと、年齢にも隔たりがないよう配慮しなければならないということが、法律上規定されております。以上です。

【牧田委員】

ただいまの要件、よくわかりました。そのような要件の上で、提案主体から、民間及び自治体役職者を含める規定を設けることを提案するということが提案されております。これに関しては、私も同意見でございまして、国土の利用において、農業委員会の果たしている役割は非常に大きいと思いますので、こちらを国に情報提供する際に、このような要望が出ている背景も含めて、あわせて情報提供をお願いしたいと思います。以上です。

【増山議長】

では、続きまして、ご質問のある方お願いします。川口委員、お願いします。

【川口委員】

質問です。4番ですけれども、小規模多機能型居宅介護事業所の開設の場合、自前で施設整備することは、初期投資が大きく云々という話があるんですが、それで多くが賃貸借契約で運営する者が多いということなんですけれども、少し具体的に、全体としてどの程度の施設があり、そのうちの賃貸借が何割ぐらいなのかとか、そういったところの情報提供をしていただければと思います。質問です。

【増山議長】

これは静岡市の介護保険課、お願いします。

【静岡市介護保険課】

静岡市の介護保険課でございます。よろしくお願ひいたします。今のご質問の中で、具体的に賃貸借契約により開設をしている事業所はどれぐらいあるかということですが、その部分については、調査しておりませんので、具体的に件数というのは把握はできておりません。小規模多機能型居宅介護サービスという部分につきましては、市内に28カ所の施設がございます。その中でどちらが賃貸借契約かということにつきましては、確認させていただきたいと思います。以上です。

【増山議長】

調査ということですが、いかがですか。

【川口委員】

はい。この文章の読み方を私が間違えていたのかなと、今のお話で感じました。実際に賃貸借契約の状況はかなりの割合を占めていて、実際に自前で施設整備ということをしてされる方が、実態としてそんなにはないのではないかと解釈したんですが、今のお答えだと、実態としてどれだけなのか分からない中で、ということは、自前で施設整備することは初期投資が大きく経常的な予算に対する負担となり、短期間で事業の休止、廃止の返還を求められることになるので、こちらのリスクのほうを重視して、施設整備に対する補助金は活用すべきでない、市としては考えているというふうに、この文章を理解するという事なんですね。でも、実態として自前で運営しているものがどのくらい分からない状況では、

なかなかこの理解が難しいというのが、意見も含めての感想です。

【増山議長】

よろしいですか。では、件数等については、また調べてご報告ということでお願いします。富永委員、お願いします。

【富永委員】

報告事項の中の1番と5番について質問させていただきます。1番の事業所税の負担の見直しですけれども、これからも継続して検討されるということでもいいかと思うんですけれども、その途中で感想を申し上げますと、この事業所税につきましては、政令指定都市になったことによって、旧静岡市と旧清水市の間で不公平が生じているのではないかと。それから、この事業所税が、適用されている業種とそうでない業種の間で業種間の不公平があるのではないかという問題点があるように思います。その点につきまして、平成21年度の改正で、清水市の染物業を減免すべき産業として加えたということのようすけれども、これは清水市は、染物業の業種だけを減免対象にすることで、事足りているのかという問題があるのではないかなと思います。

私は清水市の産業について、よくわかりませんが、例えば静岡市で減免の対象になっているサンダルだとか雛具だとか茶の卸業だとか仏壇だとか、そういった業種は清水市にあるのかなのか。また、あるとするならば、なぜそういった清水市の業界が、対象になっていないのかというような点で、不満が残るのではないかなというふうに思います。そのあたりの実態と、今後の対応につきまして質問したいと思います。

それから、5番の介護付有料老人ホームに対する老人福祉法上の指導の介護保険法上の指導の時期の重複回避の問題ですけれども、これは高齢者の福祉課と介護保険課の指導・検査、あるいは実施指導が、重なってくると、同一事業者にとっては負担になるという話だと思うんですけれども、これは、一般的に言われている縦割り行政の弊害だと思います。したがって、こんなことは言われる前からわかっていることでありまして、高齢者の福祉課と介護保険課の間で連絡調整をすれば済むことであって、なぜこういうことが言われるまでできなかったのか。高齢者福祉課と介護保険課の間の連絡調整というのは一体どうなっているのか、ご質問したいと思います。

【増山議長】

それでは、1番のほうから、富永委員の今のご質問ですが、静岡市、清水市と、業種間で不公平が生じているのではないかと実態と、今後の対応について教えてほしいというご質問かと思えます。こちらは税制課、市民税課からお願いします。

【静岡市税制課】

はい。静岡市税制課でお答えさせていただきます。まず、事実関係を整理させていただきたいと思うのですが、静岡市で課税しております事業所税は、40億円程度となっております。そのうち減免を行っている金額が1億5,700万円余となっております。そのうち葵、駿河区が5,400万、清水区が1億円と、清水区のほうが減免額が多いという実情がございます。これはなぜかといいますと、今この検討に入っております地場産業とは別に、旧自治省の通達に基づいて減免を行っており、特に清水区はご承知のとおり倉庫業が多いものですから、その分の事業所税の減免が非常に大きいと。それで、倉庫業において7,000万円程度の減免が生じているという実情がございます。ですから、不均衡というのは整理が難しいところなのですけれども、ただ、今議論になっております地場産業の件につきましては、旧静岡市域で1,500万円、清水区においては2万円程度という減免額になっております。この部分においては、確かに不均衡が生じているであろうかとは存じます。

そして、地場産業についてでございますけれども、合併前の旧静岡市においては、地場産業の振興ビジョンというものがございまして、その中で18業種を地場産業として位置付けていました。家具ですとかサンダル、そういったものになります。資料にも記載のとおり、近代的合理化を図ることが著しく困難で、かつ経済的経営基盤が脆弱であること、将来的に業績が向上することが困難であるという業種で、広大な床面積の倉庫を保有しなければ事業継続が著しく困難であることというところから考え、18業種の中から幾つかの該当する業種を減免対象としています。資料に記載してございますが、サンダル製造業、雑具製造業、茶再生卸業、仏壇製造業ということです。

清水区においても、地場産業を検討した結果、例えば缶詰、造船、機械金属、製材、また染物といった業種が挙げられたところなのですが、今申し上げました近代的合理化の困難性といった条件に当てはまるのは染物業であったため、染物業のみを21年度に追加したところでございます。

そして、これから減免対象を拡大してはどうかというご提案でございますけれども、当然産業振興政策上の必要性は考慮されるべきかと思えます。ただ、事業所税というものは、一定の規模のある事業所においては否応なしにかかるという外形標準課税であり、地方税法で税率が定まっており、一定税率でそれ以外の税率は認められないつくりであり、また地方交付税においても基準財政収入額、つまり自治体でどれだけ出と入りがありますという中に算入されてしまうということで、要は事業所税を減額することによって交付税にも影響が及ぶという、非常に財政的にも悩ましい税でございます。課税の公平性が税部門として一番重要かと思えますので、産業振興上の必要性のみならず、課税の公平性を損ねるおそれがあることに十分配慮した上で、対象の拡大については慎重にその可能性を探る必要があるだろうと考えております。以上でございます。

【増山議長】

では、続きまして、5に関することです。高齢者福祉課と介護保険課の縦割りの弊害というご質問ありましたけれども、連絡調整をすれば済むのではないかとということでございました。こちらのほうは高齢者福祉課でよろしいですか。

【静岡市高齢者福祉課】

静岡市の高齢者福祉課です。よろしく申し上げます。委員もおっしゃるとおり、縦割り行政の弊害、まさにそのとおりかと思えますが、これまでのやり方としましては、高齢者福祉課、介護保険課、それぞれ検査にお伺いする1カ月前には、事業者あてに案内を差し上げておりました。正直介護保険課との連絡というのが今までうまくいっていなかったというところがあるものですから、今後については具体的にいただきましたように、連絡をちゃんと取り合っ、先方にご迷惑とならないようにやっていきたいと思えます。

これが原因かどうかわかりませんが、近年高齢化社会が進みまして、こういった有料老人ホームの整備というものが、急速に整備がされているような状況です。少し前までは、調査が重なるほどの件数ではなかったのかもしれないんですけども、もしかしたら、施設の数が多くなってきたことによって、お伺いすることにご迷惑をおかけしてしまっていることが生じているのかもしれないということで、ちょっと原因のほうは分析できておりませんが、今後についてはこちらに記載させていただいたとおり、対応はさせていただきます。よろしく申し上げます。

【富永委員】

ありがとうございました。とかくこの分野につきましては、業者、あるいは利用者の中で手続が煩雑であるという苦情といますか、不満といますか、そういうのが非常に多い分野だと思いますので、連絡調整をよくして、なるべくそういう苦情とか、あるいは利用者の負担の軽減につながるような形で対応していただきたいなと思います。

【増山議長】

では、ほかにご質問はよろしいでしょうか。徳浪委員、お願いします。

【徳浪委員】

7番についてお伺いしたいと思います。専門でも何でもありませんが、老人ホームの非該当の退去義務の見直しというところで、これを出された方は、そういった非該当というところになって出ることになったということですが、実際に市にこういった例がどのぐらいあるのかとか、それに対して特別な配慮とか、そういったことが今まであったのかというようなことがあったら教えていただきたいです。

【増山議長】

では、こういった事例があったかということで、過去の経過は。

【静岡市介護保険課】

介護保険課でございます。よろしくお願いいいたします。実際、具体的に入居者の方が介護保険の非該当で自立という判定に至って退去していただいたという事例は、実際にはございません。ただ具体的に、入居者の方が介護、該当者の方で介護の更新をして非該当になってしまった場合については、施設自体が、介護保険に該当されている方が利用するための施設なものですから、非該当になってしまった方については、退去していただくのが本来の形であります。介護保険が使えないので、そういう答えになってしまいますが、もしそういう事例が出た場合につきましては、施設によっては、自立の方が入所できる有料老人ホームを併設している場合についてはお部屋を移っていただくとか、契約の締結をし直していただくという形での対応が、可能な場合もございます。そういう施設ではなく、

単独の特定施設と言われる、介護保険のみ対象の方が入所される施設につきましては、退去という可能性が出てしまうことになります。以上です。

【増山議長】

よろしいですか。報告事項7つございました。各委員のご意見、ご質問を踏まえたお答えを参考にいただければと思います。

（３）審議事項

では、続きまして、資料4の審議事項の3件に入らせていただきたいと思います。各委員の皆様につきましては、特にご説明の後に、措置の概要（対応策）というふうには、こちらに対応策が載っておりますので、ここについてのご意見をいただければと思っております。では、初めに、審議事項の1、消防法におけるスプリンクラー設置基準の明確化について、所管部局からご説明をお願いしたいと思います。

【静岡市消防局査察課】

資料4（審議事項1）の説明。

【増山議長】

それでは、最初まとめてご報告を所管部署からさせていただきますので、審議事項2、風致地区条例における樹木の伐採基準の緩和について、所管、事務局からご説明をお願いいたします。

【静岡市緑地政策課】

資料4（審議事項2）の説明。

【増山議長】

それでは、最後に、審議事項3になります。駐車場附置義務の緩和について、主管部署からご説明をお願いします。

【静岡市交通政策課】

資料4（審議事項3）の説明。

【増山議長】

それでは、審議事項の3件を、今ご説明いただきました。まず、審議事項1、消防法におけるスプリンクラー設置基準の明確化から、ご意見を伺いたと思います。時間の関係で、15分から20分程度ぜひ議論のほうをよろしく願いいたします。では、まずご質問、ご意見等ございましたら。小谷委員、よろしく願いします。

【小谷委員】

すみません、この審議事項と報告事項の区分について確認させていただきたいんですが、スプリンクラーの話でいいますと、回答としては既に明確な指標が存在しているのである、そのとおりにやっている論議であるという回答ですので、それでいくと、報告事項の1番や2番と同じような構造の問題かなと思うのですが、なぜこちらは審議事項に入っているのでしょうか。

【事務局】

審議事項と報告事項の差でございますけれども、審議事項につきましては、静岡市の条例だけではなくて、そういうことを含めた中での、静岡市特有の条例プラス業者への指導要綱等も含めた、静岡市の規制というところなんです。報告事項につきましては、国の規制、法令に関するもの。また、指導要綱、条例以外の税の問題でございますが、政策を推進するための予算、そういったものに係るものについては報告事項として整理しているところであります。

【小谷委員】

ありがとうございます。今のおっしゃっていただいたところでいうと、報告事項の1番の事業所税の減免の話は、予算書の関係で政策というところに入るのかもしれないのですが、一応構造上、今回のスプリンクラーの話は、報告事項の2のSPA施設における基準の見直しをしてほしいとっているのと全く、何ら構造の違いを見出せないのです。要はこの提案をしてきた提案者は、基準を知らないまま提案をしてきて、いえ、うちには基準

があるんですという回答になっているようですけれども、どこがこの分類をされているんですか。管轄の各課で分類されているのですか。それとも県とか、どうなっているんですか。

【事務局】

すみません、こちらにつきましては、県、市で、私が申し上げたような視点で整理をしたというところを考えてございます。2番につきましては、どちらも条例というところでございますので、こちらも審議事項として考えるべきであったかもしれません。それについては、また精査させていただきます。申しわけありません。

【増山議長】

それでは、報告事項の2につきましては、これは次回ということで精査させていただいて、再度報告ということですか。

【小谷委員】

私のコメントは、どちらかというところ審議事項1は報告事項に入れてもよかったのではないですかということです。

【事務局】

すみません、確かに明確化してほしいと。規定の中身についてというよりも、どちらかというところ明確じゃないんじゃないのという指摘でございまして、それに対して所管としては非常に明確になっておりますということですので、そういった意味では報告事項にしてもというところがございます。すみません。

【増山議長】

それでは、次のご質問。川口委員。

【川口委員】

明確にしてほしい、でも運用している側は明確ですと明言されるんですけれども、実際

私ども建築をやっていると、ここにスプリンクラーを設置すべきかどうかは、図面を眺めながら、逡巡しながらなかなか決められないという実態がございます。なので、基準の明確化というふうには、ちょっと平たく言ってしまうと、静岡市の場合においては全部基準が一致して、一連で変わりなく運用されているかもしれないのですが、ほかのところと比べるとどうか。これ、基準が東京消防庁ですよ。ほかのところの審査と、見解が微妙に異なる場合がある。そういうところの実態が、この提案になっているだろうということです。ですので、ここまではっきり明確な指針がありますと言い切れるかどうかというのは、この指針に基づいて、実際にスプリンクラーの検討をしている立場としては、ここまでは言えないんじゃないですかと思います。

ですから、何が言いたいかという、市側において、担当職員による裁量が見え隠れするような運用の仕方は極力避けるように——極力というか、あることがないようにちゃんとやってくださいねというところなんです。一番やっぱり曖昧にさせるところの内容が、規制内容の概要のところにある、下から3行目の「消防庁または消防署長が法令基準によらなくても支障ないと認める場合の特例の」の部分。特例という、こういうものが一応あるということが不明瞭にするんだということはちゃんと認識していただいて、実際の運用は一貫したものでやっていただかないと、現場サイドでは、時には混乱をいたしますということ。意見です。

【増山議長】

では、ご質問のある方。牧田委員、お願いします。

【牧田委員】

すみません、私も意見です。そして、これは日本全国で同じことが行われているので、ここでいくら申し上げてもしょうがないこととは思いますが、特に建築に関しては基準があって、ないですよ。例えば、皆さん街中で、今リフォームをやられていますけれども、大規模な改修に関しては、本来は建築確認の確認申請が必要となっているという法律がございます。ところが、それをやっている業者というのは、おそらくほぼ、主要なメーカーでもおそらくやっていらっしやらないだろうと思います。場合によっては、柱一本残して全てそっくり建て替えて、それを改築だというふうにならなくて、全く建築確認の手続をと

っていないということは、もちろんあるということは皆さんご存じのとおりだと思います。

ところが、建築基準法上は大規模な改築であっても建築確認の手続は必要であるというふうに法律で定めているわけであって、全く法律と現場が乖離している問題が多くございます。おそらくこのスプリンクラーに関しても、指導としては再利用の中で一貫してやられているのかもしれませんが、その基準となるもの自体が、そもそも先ほど川口先生がおっしゃったように、解釈を含むものであったり、もしくはおそらく現場で指導をしているときにも、この文言を示して、この東京消防庁の基準を示して指導をなされているわけではないのであらうと思っております。そのあたりが、このような提案が出てくる背景としてあると思いますので、もちろん基準として現行制度で対応するということの結論には異論はございませんが、そのような実態があるということが、この会議を開いている意味だと思いますので、そのあたりに対してどのように対応していけるのかということ、行政のほうは少し考えていただきたいと思っております。以上です。

【増山議長】

ご意見ということでよろしいですか。

ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いします。川口委員、お願いします。

【川口委員】

提案事項が大きく消防法におけるスプリンクラー設置基準の明確化とあって、具体的内容において、クローゼットにおける運用の仕方についてのお話なんです、実際にこれに限った提案だというふうに認識して間違いないですか。上のほうだと、実はスプリンクラーの設置って、先ほどもいろんな何種類もあって、そのあたりのお話なんです。それはある程度整理がいくらでもつくものなので、多分一番曖昧な収納庫におけるスプリンクラーの設置というところが本題だったと思うんですけども、それは提案者の人に確実に確認された内容だというふうに理解していいですか。

【事務局】

この内容につきましては、提案者に確認いたしまして、クローゼット、押し入れの基準ということの明確化ということをお話を伺った上で、対応等考えているところです。

【増山議長】

ほかにご質問ありますか。小谷委員、お願いします。

【小谷委員】

すみません、それでご担当課のほうでは明確化されていますということですが、明確にされていて、それがきちんと一般市民、またはスプリンクラーを設置する可能性がある立場にある人たちに、この基準が明示されているのですか。このたびの対応も、明確です、以上になっていますが、より積極的に情報提供をしますというような方向にはならないのですか。

【静岡市消防局査察課】

査察課です。通常大きい建物、先ほど話にありましたとおり、確認申請という建物を建てる際に申請をしなきゃいけないのですが、その際に消防の設備に関しては消防局に回ってきて、消防がスプリンクラーとか自動火災報知設備とか確認をさせてもらっているんですが、通常ですと事前に設計者さんとかが、こういう計画をしていますという状態で相談があります。相談の段階で、こういったふうな基準になっておりますということで提示して説明をするということを行っています。

【小谷委員】

ありがとうございます。やはりその先の裁量で、どこまでどうするということに不満がある提案者だったのかなと思っているところです。

【増山議長】

ほかにご質問あったらどうぞ。

では、まだご意見ある方もいらっしゃるかと思うんですが、時間の都合で、審議事項1については、これで終わりにしたいと思います。お手元に意見用紙がございますので、追加でご質問、ご意見等ございましたら、後日事務局に、そちらの質問の用紙に記入いただきましてご提出をお願いします。

では、続きまして審議事項2に入らせていただきます。風致地区条例における樹木伐採

基準の緩和に入ります。こちらは対応として、対応不可という具合になってはいますが、こちらについてのご意見、ご質問をお願いしたいと思います。では、大澤委員、お願いいたします。

【大澤委員】

大澤です。静岡観光コンベンション協会から来させていただいておりますけれども、例えば日本平の山頂が昭和54年に日本一の観光地になったりしてはいるんですけども、それからずっと手が入っていないというような感じが何となくしております、例えば山頂を管理している方たちも、何かを切りたいといっても手続がすごく長くかかってしまうですとか、処理がすごく細かいですとか、そういったことも含めて具体的な提案だと思うんです。

今、私どもはオリンピック・パラリンピックが東京に来るということで、多くの外国人観光客の皆さんも訪れると思います。そこにやっぱり木がなかったら、もう少し富士山がきれいに見えるんじゃないかなとか、そういったこともちょっと思いまして、できれば規制緩和対応不可ということではなくて、緑地政策課さんと観光庁で協議をしていただいて、外国人観光客だけではなく、市民の皆さんとかそういった形たちが喜んで景色を見ていただけるような政策をとっていただければなと思っております。以上でございます。

【増山議長】

富永委員、お願いします。

【富永委員】

この審議事項2の風致地区の問題は、私は基本的には個別事案だったと思うんですね。個別事案であるにもかかわらず、一般論で論議しているところもあって、そのところを解消したほうが良いと思います。つまり、この提案者は、風致地区条例における樹木の伐採基準を緩和してくれと、こうおっしゃっているわけですね。これは樹木等の成長で景観が阻害されるおそれがあるから、ちょっとあの木を切ってくれみたいなことだと思うんですね。ところが、そういう提案に対して、当局のほうでは、対応案のまとめの最後の2行がありますように、「区域内の風致環境を維持することは環境資源の価値を維持することに資するものであり、提案の目的に反するものではないため、現行基準の規制緩和は考え

ていない」ということで対応不可ということにしているわけですね。

この都市計画法、あるいは市風致地区条例を設けて、こういった風致地区環境を保護しようということは、これは誰も反対のないところだと思うんです。そういう中で、この提案者も、やっぱりちょっと木が伸び過ぎて景観を害するかもしれないから、それは観光客にとっては、あるいは観光事業にとってはマイナスになるから、少し規制緩和してあそここの木を切らしてほしいよと、こう言っているわけです。公共の利益と、個別の利害をどうするかという調整の問題であって、この提案した会社、団体が提案してきた樹木について、個別具体的に判断をして、これは切ってもいいよ、これはだめよというようなことを言えればいいのであって、これを一般的に環境を害するから緩和してほしいということに対して、いや、この条例はそういうことを目的にしているんだから、これはあなたの提案の目的に反しないから緩和はできないよと、こう一般論で言っているのでは、永久に解決しないのであって、これは具体的に対応すればいい話ではないかというように思います。

【増山議長】

これは個別じゃないと。一般論で議論するのはどうかということでございました。

【事務局】

こちら、規制改革提案につきましては、住民の方、企業の方がこういったことを改善すればよくなるのではないかとということでご提案をいただいているものでございます。委員ご指摘のどおり、本当にこれが個別具体的内容になっておりましたら、そういったものにつきましては、それは我々も提案の募集の段階からそういったものは排除しますよということは申し上げてございます。ただ、こちら、個別のものが裏にあるのかもしれませんが、一般論としてご提案をいただいている中で、こういったことで対応はできないという行政の判断に対しまして、委員の皆様からご意見をいただいて、その判断が正しいかどうかというのを行政としては判断をしていきたいということをお願いをしているということで、それをお願いいただければということでございます。以上でございます。

【富永委員】

つけ加えますと、具体的にこういう例があって、規制を緩和すべきかどうかどうかというようなことであるならば、意見の言いようもあるんですけども、この組み立てだと、

これはあまり論議の余地のない話になってしまうのではないかというのが、私の指摘です。

【静岡市緑地政策課】

すみません。ここでは対応不可としましたが、現行条例の中で簡易な伐採については十分できますので、対応不可ではなく現行条例の中で十分な対応が可能というふうに、私どもは思っています。

【富永委員】

ですね。だから、そういうふうにこれを書いてもらったほうがわかりやすかったかなと思います。

【増山議長】

ありがとうございます。小林委員、お願いします。

【小林委員】

すみません、ちょっと私、素人なものですから、何でこういう提案が出てくるのか考えました。ちょっとお伺いしたいのが、多分これ、提案してきた方というのは、例えば日本平で木が折れかかっちゃって富士山が見えにくいなと思ったときに、これを切りたいと思っても多分切れないので、切りたいですって市のほうに言うのか、どこかに言うかと思うんですが、これ、実際に申請してから何日ぐらいで切っていいという許可が出るんでしょうか。

【静岡市緑地政策課】

静岡市緑地政策課です。申請いただきましたら静岡市の行政手続条例に基づきまして、土日祝日を除いた14営業日以内に回答することになっております。

【小林委員】

わかりました。多分観光地業者としてみれば、もっと早くという要望じゃないかなと思いますので、ぜひその辺を早目の対応をお願いしたいと思います。

【静岡市緑地政策課】

はい、わかりました。

【小谷委員】

すみません、今の、私もどのぐらいかかるのかなと思っていたんですが、今のそれは申請、相談があって、これは本当に許可申請があった場合ですか。それでよろしいですか。

【静岡市緑地政策課】

許可申請の申請書が出てきた時点で14営業日ということです。ただ、それはマックスですので、それより早く許可がおおりる場合はございます。

【小谷委員】

要はあくまで許可申請で、許可を要するのか要しないのかについても、個人が勝手に判断してはならないわけですか、そもそも構造上。

【静岡市緑地政策課】

そうですね。さっきの話じゃないですけど、個人の裁量で判断という話になってしまいますと不便なところもございますので、こちらにご相談いただきまして、その上で、それだったら許可は必要でないですよという、そういうお答えはさせていただいております。

【小谷委員】

その相談自体は、随時いつでも即回答をいただけるということで。

【静岡市緑地政策課】

はい。お電話いただければ、直ちにその場でお答えしています。

【小谷委員】

わかりました。ありがとうございます。

【増山議長】

ほかにご意見ある方、お願いします。よろしいですか。

では、審議事項2につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

では、続きまして、審議事項3に入らせていただきます。駐車場基準の緩和、こちらにつきまして、条例改正の検討ということで対応が出ております。こちらにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。川口委員、お願いします。

【川口委員】

措置で、今後駐車場需要等の実態調査を実施し、静岡市政策法務委員会において規制の緩和や撤廃など適切なものか検討するという事になっているんですが、この動きというのは、今回の規制緩和の、規制改革のこの提案により動きが始まったのか、実はこの駐車場の設置条例って、現代の実態には正直ほとんど合っていないという個人的感想を持っておりますので、大体が延床面積1,000平米で、150平米で1台でいいのかと。マンション・福祉施設で450平米で1台でいいのか。実際の需要も、実態としてきちんと施設を運営して、必要な駐車場台数ってこんな算定で出さないですよ、本当は。それが今も残っているということ自体が、随分正直言うと遅いなという感想を持っている中で、これが今、この提案によって始まったものなのか、それ以前から実はもう検討しようとしていて、この措置になっているのか。そののところが教えてください。

【静岡市交通政策課】

以前から検討しておりました。ちょうどタイミングが一緒だったのでこういう形に見えるのですが、実態に合っていないのではということはこちらも認識しておりましたので、検討しなければならないということは考えておりました。

【川口委員】

で、質問なんですけど、実態として変えなきゃなと思うきっかけとか、最初のそれを提起するのは、誰がいつどのようにしていくんですか。これはたまたまこういう規制改革のもので出てきているんですが、実態としてそのあたりはどういう動きの中でやっていて、それを動かす、実際に変更していくのに、どのぐらいの期間がかかるものなのですか。検討し始めてから今までどのぐらいかかっているのかということの説明をいただきながら、

現実の問題としてどのぐらいかかるものなんでしょうかということをお教えください。

【静岡市交通政策課】

国から駐車場附置義務条例の弾力化というのが、平成24年に出てきております。その中で、実態に則して緩和を考えなさいよというのがあります。そういうのもあるのですが、静岡市では、商店街がもう古いですね。その建て替えとかを考えるときに、今の附置業務条例では、街中に駐車場をつくらなければならない。一方、街中には車を入れたくないというようなことをいろいろ考えますと、やっぱりこの附置義務条例というのは実態と合わないということをお、この二、三年課題としておりました。

今後は来年度から一部地域で駐車場の実態調査を始めまして、その後、静岡とか清水の主なところを調べて、その調査によって、今後どういうふうにやっていくのかということをお考えていきたいと思っておりますので、まだ時間がかかるかなと考えています。

【川口委員】

すみません、どのぐらいでしょうか。しつこく聞きますけれども。

【静岡市交通政策課】

その調査が来年度ついている予算だと、ごく一部しかできません。調査というのは、なかなか直営だとできないので、コンサルタント会社に頼んで全部の民間の駐車場を調べて、それでどのぐらい入っているのかということも調べていくのですね。そのため、時間とお金がかかってしまいますので、その調査が、来年の予算から考えると、少なくとも二、三年はかかる。調査だけでそのぐらいはかかるというふうにお考えています。

【川口委員】

要望なんですけど、平成24年に国から、もうそろそろ検討しなさいよと。実態として、静岡市としてもそのあたりの認識はありました。でも、動き出したのは29年ですよという、この時間経過。そして、まだ二、三年は調査だけでかかりますよと言われたときに、規制改革の会議の今後が非常に心配になってきたんですけど、初めての会議なのであえてちょっとお聞きしたいんですが、これを実際にやったときに、その成果として、こう

いう会議だからこそういったものについてはスピードアップさせていく対象として捉えるのかとか、そういったところについてのご見解をお聞きしたいなと思います。

【静岡市交通政策課】

実際に調査に時間を要するというのは、現場の方の意見としてはやむを得ない部分もあるのかなとは思いますが、確かに平成24年からだと少し遅いというのは感じると思います。それと、やっぱり規制改革会議を開いた以上は、これから何らかの形でどう進めているのかというのは、当然必要になる部分だと思いますので、スケジュール感というのをなるべく前倒しできるように、我々としても何か、規制改革会議の結果として出せるような形で、取り組んでいきたいと思っています。

【増山議長】

松下委員、お願いします。

【松下委員】

今のご意見とちょっと違ってしまいうんですけれども、非特定用途、マンションとか福祉施設において、こういうものが規制緩和、もしくは撤廃されてしまうと、これから高齢化社会がどんどん進んでいく中には、やっぱり駐車場はより近く、より便利な場所にありたいという要望も、むしろ多くなってくるんじゃないかと私なんかは思うんですけれども、そういうところでどのように対応しようと考えていらっしゃるのかとか、社会情勢をどういうふうに捉えていらっしゃるのかを、もう一度そのところを確認させていただいてもよろしいでしょうか。

【静岡市交通政策課】

そうですね、確かに街中にマンションをつくると、100戸あったら100台ないと売れないという業者さんもいるのですけれども、若い方が住めばそこまで要らないので、100戸あっても60台分でもいいよというような考え方もあるそうなんです。そういう形で、全ての住戸に駐車場が必要とは限らないと、マンション事業者は考えているところがあります。しかし商店街の店舗としては、やっぱり目の前まで車が来てもらって、そこで買い物をして車に乗って帰る。そうじゃなきゃ困るよという店舗もあるんですね。といっ

て、街中に全ての車を入れると、今でも土曜、日曜など渋滞している場所がありますので、やっぱり歩ける方は少し離れたところに車をとめて、歩いてまちを楽しんでもらうというふうに、区分けというんですかね、歩ける方と、弱者の方、対策も含めて考えていかなければならないとなると、数字で簡単に対応できるものではないので、いろいろな方の意見を聞きながら、どういうふうやっていくのかというのを考えていきたいと思っています。

【松下委員】

すみません、重ねてですけれども、じゃあこういう駐車場の要件が撤廃されてしまった場合に、条例の改正を利用して、駐車場をつくらなくてもいいんだというふうに解釈するような業者さんとかがいた場合は、どういうふうに対応されますか。

【静岡市交通政策課】

ただ、そういうものをつくる方というのは、やっぱり利用勝手がいいですとか、売れるものですとか、そういうのを考えていかれると思うんですね。ですので、全くなくなるということはないのかなというふうには思うのですけれども。その辺は事業者さんによって考え方が違うのかなというのがありますけど。ただ、市として、ないからつくらなくていいというふうには言えないとはっています。

【増山議長】

よろしいですか。牧田委員、お願いします。

【牧田委員】

すみません、引っかかってしまって申しわけないんですが。今の川口委員のご意見だと、おそらく現状において、特に街中ですね、特定用途、非特定用途は街中以外もあるんでしようけれども、現状においては、おそらく静岡市の条例以上の台数を各業者さん、各民間業者さんが駐車場として用意しているのではないかという認識でよろしいんですね。

【静岡市交通政策課】

そうですね。(撤廃ではなく緩和)

【牧田委員】

今やろうとしていることは、その当該面積に対して何台以上駐車場を設けなければいけないという、何台以上という規制を撤廃しようとしているわけですね。下限を撤廃しようとしているんですね。

【静岡市交通政策課】

そうですね。

【牧田委員】

でも、現状において、下限以上に皆さんが用意している、それが民間需要の結果だからというのが、概ねリサーチの結果として出ているわけですね。

【静岡市交通政策課】

概ねですけれども。

【牧田委員】

ですね。そうであるとする、そこまでお金をかけて駐車場がどのように、何台使われているかを調べる必要があるかどうかというのが川口委員のおっしゃりたいことではないかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

【静岡市交通政策課】

概ねなんですね。こちらに相談に来られて、附置義務の台数こうですよという数字を示すと、ここまでは準備できないという業者さんもいるんですね、やっぱり。大きくオーバーする場合もあるので、敷地が狭いところでぎりぎり建てたいというところだと、駐車場は附置義務分つくれないよというところもあるんですね。その場合に、少し離れたところの駐車場でやっていきましょうとか、そういう指導も今実際していますので、概ねということで。下限なんですけど、その下限に届かない業者さんもいらっしゃるというのが現実です。

【牧田委員】

わかりました。実際にいらっしゃるということはわかります。ただし、そこが民間の淘汰というか、どういうふうになるかということを考えるのが重要ではないかという意見を言わせていただきます。というのは、規制改革の内容には、要は民間の淘汰によって、淘汰される場所は行政が最下限を設けるべきではないというのは、まさにその趣旨だと思います。ですから、まさに何年もかけてリサーチをして、下限の規制を撤廃するべきかどうかというのは、まさにこの規制改革の問題だと思いますので、その点に関しては慎重になるべきか、スピードアップを優先するべきかという判断を、どなたかにしていただきたいと思えます。

それから、それと別途、街中に車を入れるかどうかという問題は、これはまちづくりの問題として、もちろんそれは重要だと思いますが、それは下限の問題とは、また別途考えていただく問題だと思います。以上です。

【静岡市交通政策課】

わかりました。

【増山議長】

ほかにご質問ある方、ご意見ある方お願いします。小島委員、お願いします。

【小島委員】

審議事項3だけではなく、1のスプリンクラーも含めてなんですが、もう少し枝葉の話ではなくて俯瞰して今の時代背景の中の建築というものを考えたときに、現行の法規は、人口が増えて、建物の需要が多いときにつくられた法律だと思うんですね。今は人口がこれから減少していく、建物も飽和状態の中で、こういう面積で決める、用途で決めるというのが、現場サイドで非常に矛盾を感じるが多々あるんですね。そしてまた、スプリンクラーとかの設備って非常に高価なんです。全く必要ないと思われるところでも、現行の法規にのっとっては、やはり設置しなければならない。これは仕方がないことだとは思いますが、先ほどもご意見出していたんですけれども、もう少し個別案件にしていかなければ、非常に無駄が多いなというのは感じています。

駐車場の附置義務に関しても同じように感じています。特定用途、ホテル、百貨店、事

務所。これ、ちょっと質問なんですけれども、店舗とか飲食店とか物販店というのは、うち、今ないんですけど。

【静岡市交通政策課】

あります。

【小島委員】

例えば、事務所といっても、駐車場がほとんど必要のないような仕様の業種もありますし、営業所であればかなりの駐車場の台数が必要であったりとかすると思うんですね。例えば、店舗、テナントビルなんかですと、飲食店のビルなんかだと、アルコールを提供するようなエリアも、飲食店のビルであれば、駐車場ってほとんどないのかなと思うんです。先ほど風致地区に関しても、緑地政策課さんの管轄ではないのかもしれませんが、観光という観点から見ると、風致だけではなくて、例えば防風林なんかも、住民みんながその周辺のもの切ったほうがいいなというものもあるんですけどね、本当にいろいろなものが個別でいろいろ対応していく時代に入っているのではないかなと考えております。意見です。

【増山議長】

ありがとうございます。ほかにございますか。富永委員、お願いいたします。

【富永委員】

審議事項3の駐車場の問題のこれからの進め方なんですけれども、対応案のところに出てきます、静岡市政策法務委員会というのがございますね。ここが中心になって今後のことを検討されていくということのようなんですけれども、これは注によりますと、庁内組織なんですね。もちろん静岡市の所管するところが中心になってやっていかないと進まないと思うんですけれども、この問題は、今いろいろな委員の方から意見が出ているように、今大変社会的な広がりの中で対応すべき問題だと思います。

今、静岡市の中心街なんかは、高層マンションがたくさんできておりますけれども、ひとり暮らしの老人が多くて、車も運転できないし、持っていないから、又貸しをしているような駐車場が都心部で出ているというような話も聞きますし、いろいろな社会のつながりの中でこの問題に対応していく必要があるかと思うんですね。警察の問題もあると思

いますし、もちろん多方面から意見を聞くことになろうかとは思いますが、これも庁内組織だけで対応を検討しないで、広範な分野から意見を吸い上げて対応していただきたいと思います。

【増山議長】

ほかにございますか。

それでは、ほぼご意見のほうは出てきたと思います。ちょっとすみません、一言だけ。

この規制改革会議ですけれども、せっかくこれだけの方々がお集まりいただいて、これだけの議論になりましたので、ぜひ、先ほど川口委員からもご意見がございましたけれども、本来ですと規制改革ですから、今まで我々が見ないと見直せなかったもの、スピードがおそらく遅かったもの、そういったものを1つでも改革をしていくということが、本来のこの会議の意義ではないかというふうに思いますので、担当の自治体の方々、当然我々の協力し合って進めていければというふうに、今日改めて感じました。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、このあたりで意見交換を終了したいと思います。本日は、長時間にわたる熱心なご議論と円滑な議事運営にご協力くださいまして、感謝申し上げます。

それでは、予定した審議は一旦これで終了いたしますので、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

3 閉会

【事務局】

本日は、長時間にわたりご審議いただきましてまことにございました。議長のほうからもご案内がございましたが、本日いただいたご意見のほかにお気付きの点等ございましたら、お手元の意見用紙にご記入いただきまして、事務局宛てにご送付いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、最終的な課題につきましては、委員の皆様方に取りまとめ次第ご報告いたしますとともに、県及び市のホームページ上にも公表してまいりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

ここで、静岡市企画課事業創生推進室の小島室長から、今後の市の対応等につきましてご説明を申し上げます。

【静岡市事業創生推進室】

本日は、闊達なご議論をいただきましてありがとうございます。

本日いただきました意見でございますが、こういった意見を尊重させていただきながら、個別に対応すべきなのか、総合的に対応すべきなのかということもございますので、こちらについては持ち帰りまして、所管のほうで対応させていただければと思っております。本日は、ありがとうございます。

【事務局】

それでは、閉会に当たりまして、静岡県中部地域政策局長の掛澤からご挨拶を申し上げます。

【静岡県中部地域政策局長】

皆様、お疲れさまでございました。大変熱心にご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

静岡市には、委員の皆様のご意見を尊重した形で対応をしていただければと思います。また、本日は静岡市の規制でございますが、これからも県の規制につきましては、本部会議、地域会議を開催いたしまして、地域に根差した規制改革に取り組んでまいります。今後とも、経済団体をはじめとするさまざまな団体や住民の皆様のご意見の掘り起こしに努めまして、県と市が一体となりまして、規制や制度の不断の見直しを進めてまいります。そうすることで、地方創生の実現に全力で取り組んでまいりたいと思っております。引き続き委員の皆様方にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。本日は、まことにありがとうございます。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、第1回“ふじのくに”規制改革会議 中部地域会議を終了いたします。本日は、お忙しい中まことにありがとうございます。

— 了 —